

保存版

P T A 会 則

府中市立日新小学校PTA

6年間保存

府中市立日新小学校PTA会則

第一章 総 則

第1条 [名称、事務局]

本会は、府中市立日新小学校PTA父母と教師の会(略称、日新小学校PTA)と称し、事務局を日新小学校におく。

第2条 [目 的]

本会は、父母と教職員が協力して、学校、家庭、社会における児童の健全かつ幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 [活動方針]

本会は、目的を達成するために、次の方針に基づいて活動する。

1. 児童の福祉を増進する。
2. 児童の教育的環境の充実をはかる。
3. 学校の教育活動に協力し、学校の人事その他の管理には関与しない。
4. 会員相互の親和を深め、教養を高める。
5. 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とする行為は行わない。

第4条 [会 員]

1. 本会の会員となることのできる者は、次のいずれかに該当する。
 - (1) 日新小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
 - (2) 日新小学校教職員。
2. 会員はすべて平等の義務と権利を有する。
3. 会員は規定の会費を納めるものとする。ただし特別の事情のある者に対しては、会長と学校長の協議により減免することができる。

第5条 [経 理]

本会の経理は次のとおり行われる。

1. 経費は総会で定められた会費その他の収入でまかない、定められた予算に基づいて執行される。
2. 決算は会計監査を経て総会で承認を得なければならない。ただし予算更正の必要がある時は、運営委員会において決議し定期総会で報告する。
3. 会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。
4. 会費は年間一世帯2400円納めるものとし、5月に徴収する。ただし、年度途中の入・退会者は

$$2400 \div 12 \times \text{年度末での在会月数} \quad (\text{¥}200)$$

を納めるものとし、会費徴収後の退会はその差額を返還する。

コロナ禍以降、会費については状況に応じてその年度ごとにに応じて柔軟に対応するものとする。また、その際は年度末の報告書に変更した旨を記載する。

尚、5月1日から会費徴収日までの入会は過払い分(4月分)を返還する。

5. 本会計は、基本、会計役員を中心として活動するが、本部役員全員が情報を共有できることとする。又、会員の要求があるときは、随時諸帳簿の閲覧に応ずる。

第2章 組織、運営機関

第6条 [役 員]

1. (1) 本会に次の役員をおく。
 - 会 長 1名 (父母)
 - 副会長 3名 (父母2、教職員1)
 - 書 記 3名 (父母2、教職員1)
 - 会 計 3名 (父母2、教職員1)(2) 必要に応じて、副会長・書記・会計の定員を増員することができる。
2. 役員の任期は2年とする。ただし、次期役員との引継ぎが終わるまではその任務にあたる。また、再任を妨げないものとする。
3. 学校側の役員は学校で決める。
4. 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表して会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその任務を代行する。
 - (3) 書記は会の記録、保管、会議の通知、その他の庶務を行う。
 - (4) 会計は本会の会計事務を担当する。
 - (5) 役員は会務の運営について協議し立案等をする。
 - (6) 本部役員を担う特典として入学式・卒業式・運動会・学習発表会等子どもの発表行事における優先席を設けることができる。(任期後も子どもが在籍する限りは特典を継続するものとする)

第7条 [会計監査委員会]

1. 本会に会計監査委員3名(内1名教職員)をおく。
2. 会計監査委員は本会の会計を監査し総会に報告する。

第8条 [総 会]

1. 総会は本会の最高決議機関であり、定期総会と臨時総会がある。
2. 定期総会は年度はじめに開き、会務の報告、年度計画、予算、決算の審議をし、決議する。
3. 総会は会長が召集し、必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
4. 総会の成立は会員の3分の2(委任状も含む)とし、決議は出席者の過半数とする。

第9条 [運営委員会]

1. 運営委員会は役員並びに学級、広報、選考、校外各正副委員長(ただし校外委員は地区代表)教職員若干名をもって構成し、必要に応じて開く。
2. 運営委員会は本会の運営にあたり、総合的事業計画、予算、補正予算の原案作成など、各委員会活動の調整機関となる。

第10条 [役 員 会]

総会、運営委員会に提出する議案を立案するため、または会務執行に必要な時は会長が召集する。

第11条 [委 員 会]

1. 学級委員会
各学級PTAから選出された委員(1～5年まで各クラス1名、6年は各2名、単学級の場合は2名)と教職員若干名によって構成され、各学級および各学年の諸活動の連絡調整にあたる。
2. 広報委員会
各学級PTAから選出された委員1名(単学級の場合は2名)と教職員若干名によって構成され、PTAの広報活動にあたる。

3. 選考委員会

各学級PTAから選出された委員(1年は各クラス2名、2～5年は各1名、6年はなし、単学級の場合は(2名)と教職員若干名によって構成され、広く本会会員の中から、公正な手続きで役員または会監査委員候補者を選考し、これを総会に推薦することを目的とする。選考方法は別に定める。「日新の輪」の協力者の振り分けにあたる。

4. 校外委員会

各地区PTAから選出された委員1名と教師若干名によって構成され、各地区PTAの密接な連絡によって児童の校外生活がよりよく行われるよう、協力し地域の教育環境の改善につとめる。

第11条の2 [そ の 他]

1. PTAの協力団体として、「読み聞かせボランティア」及び「おやじの会」を置く。
2. 構成メンバーはPTA会員有志、卒業会員有志、地域協力者とする。
3. 会費等から、活動費を割り当てる。
4. PTA活動の主旨を理解し、協力して活動する新たな団体の設置を妨げない。ただし、役員会で協議し、会長が認めた団体に限る。

第12条 [学 校 長]

学校長は、各種の会に出席して意見を述べることができる。

第三章 付 則

第13条 [改 正]

1. 本会の会則は総会出席者の3分の2以上の賛成で改正することができる。
2. 付則は運営委員会の3分の2以上の賛成で決める。

第14条 本会の会則に必要な細則は運営委員会で決める。

第15条 本会は昭和54年1月25日より実施する。

昭和54年1月25日	会則制定 実施
昭和55年5月14日	会則一部改正
昭和56年5月18日	会則一部改正
昭和57年5月18日	会則一部改正
昭和60年5月10日	会則一部改正
昭和62年5月11日	会則一部改正
昭和63年5月13日	会則一部改正
平成2年4月28日	会則一部改正
平成4年4月24日	会則一部改正
平成12年4月27日	会則一部改正
平成16年4月22日	会則一部改正
平成19年11月20日	会則一部改正
平成20年1月22日	会則一部改正
平成23年1月26日	会則一部改正
平成23年3月1日	会則一部改正
平成23年4月22日	会則一部改正
平成31年4月26日	会則一部改正
令和5年2月4日	会則一部改正

[慶 弔 規 定]

第1条

本規定は、会員および児童の慶弔、災害見舞いならびに表彰に関する事項を決める。

本規定による支出基準は、次のとおりとする。

1. 会員または児童が死亡の場合。
会長、当該学年代表が出席し香料10000円を供え弔意を表す。
ただし、遠方の場合は弔電をもってこれにかえることができる。
2. その他必要を認めた場合は、本部役員で協議し、運営委員会に報告する。
3. 本会の会員で本会に功労のあった時は、運営委員会で協議のうえ、感謝状を贈り謝意を表す。
4. 本規定の各項についての返礼は行わないこととする。

《付 則》

1. 本規定は運営委員会において出席の過半数以上の賛成によって改正することができる。
2. 本規定は昭和54年1月25日より実施する。
3. 本規定は年度当初に会員が確認することとする。

〔役員・会計監査委員の選出に関する規定〕

第1条〔目的〕

府中市立日新小学校PTA会則(以下会則という)第11条3項に基づきこの規定を設ける。

第2条〔選考委員会の召集〕

委員長は、前条の目的を達成するために新年度の役員または、会計監査委員候補者を選考する委員会(これを「選考委員会」と称する)を召集しなければならない。

第3条〔選考委員会の構成〕

1. 選考委員は次のものをもって構成するものとする。
 - (1) 各学級PTAから選出された委員
(1年は各クラス2名、2～5年は各クラス1名、単学級の場合は2名)
 - (2) 小学校教職員から選出された委員若干名
2. 構成人数が、各年度により変動するのはやむをえない。

第4条〔守秘義務〕

選考委員は、選考委員会審議の内容を外部に漏らしてはならない。

第5条〔審議方法〕

1. 選考委員会は、必要がある時は現役役員または役員経験者の意見を聞くことができる。
ただし、3分の1以上の選考委員から異議がでた時は、これらの者に対し意見を求めてはならない。
2. 選考委員会において、選考委員またはその者と世帯を一つにする者が細則をもって定める手続きにより選考審議の対象となった時は、当該選考委員は退任する。
3. 前項の場合において、退任した選考委員の補充はしない。ただし選考委員長が活動に支障をきたすと認めた場合は、選考委員長の判断で後任を選出できる。

第6条〔定 足 数〕

選考委員会は、選考委員の3分の2以上の出席により成立する。

第7条〔議決方法〕

選考委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

第8条〔議 事 録〕

選考委員会においては、議事録は作成しない。ただし、選考委員会の開催日時、場所、出席者等を記載し審議の内容にふれない記録を作成することはこの限りではない。

第9条〔総会への推薦〕

委員長は、選考委員会の選考結果に従って、次年度の定期総会において役員および会計監査候補者を推薦する。

委員長に事故のある時は副委員長がこれを行う。

第10条〔規定の改正〕

本規定を改正するには、総会出席者、または運営委員会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条〔運営委員会への委任〕

本規定に定めなき事項については、運営委員会は細則をもって定めることができる。

以上